

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 医療委-7
- 2 案件名 後期高齢者医療保険料コンビニ収納等システム改修業務
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約締結日から令和5年（2023年）3月31日まで
- 5 契約相手方
住所：大阪府大阪市淀川区西中島2丁目12番11号
社名：日本電子計算株式会社大阪支店
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
当該委託業務は、現在本市が使用している後期高齢者医療システムの改修を行うものです。
本市が使用している後期高齢者医療システムは、上記相手方のパッケージシステムであり、そのシステムの改修については、著作権上、上記相手方しか作業することができないため、当該事業者と特名随意契約を締結します。
- 7 問合わせ先
課名： 医療助成課 内線：2485

特名随意契約の理由書

- 1 案件名 宝塚市共用車両予約および電子日報アプリケーションサービス
利用契約
- 2 案件場所 宝塚市 東洋町 地内
- 3 履行期間 令和4年(2022年)7月1日 ~
令和9年(2027年)4月30日
- 4 契約相手方
住所：東京都新宿区西新宿3丁目20番2
社名：SMAサポート株式会社
- 5 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 第8号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
本契約については、令和4年4月7日に一般競争入札を実施したが参加申請者がいなかったため不調となった。
本契約の目的物である、SMAサポート株式会社が提供する共用車両予約および電子日報アプリケーションサービスは、令和3年11月より実証的に本市で導入し、本市の車両管理事業の運用において有用であることが確認できており、かつ本サービスの利用にかかる入札が不調になったことから、本市の入札参加資格を有する者の中には対応可能なものがなく、SMAサポート株式会社を対応可能な唯一の相手方と判断し、特名随意契約を締結するものである。
- 6 問合わせ先
課名：管財課 内線：2149

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T K S - 1
- 2 案件名 ため池推進調査業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 市内一円 地内
- 4 契約期間 契約日～令和5年（2023年）2月28日
- 5 契約相手方
住所： 神戸市中央区北長狭通5丁目5番12号
社名： 兵庫県土地改良事業団体連合会

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書き該当

(指定理由)

- ① 兵庫県土地改良事業団体連合会（以下「連合会」という。）は対象ため池の推進調査（定期点検）を平成24年度から令和2年度まで実施しており、ため池の基礎的な項目を十分把握しているとともに、ため池管理者と継続的に協議調整を行っている。
- ② 連合会の全ての技術職員は、調査設計事業やため池整備事業等の業務実施により、ため池に関する技能を有している。
- ③ 連合会は県下の市町、農業委員会、農業共済組合、農業協同組合、土地改良区などが保有する農地や農業水利施設などの情報を地理情報システム(水土里情報システム)に登録し、情報の一元管理を行っている。本業務の推進調査結果についても、連合会が水土里情報システムに登録し、今後のため池の保全管理に向けた情報基盤整備を行う。

7. 問合わせ先

課名：北部整備課

内線：0797-91-0843

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健せ支委－4
- 2 案件名 令和4年度宝塚市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム開発等業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和4年(2022年)12月31日まで
- 5 契約相手方 住所：兵庫県神戸市中央区東町126番地
社名：日本電気株式会社 神戸支社

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号及び第5号該当

宝塚市契約規則 第20条1項 ただし書 該当

(指定理由)

上記事業者は本市住基システムの構築、運用保守事業者であることから、今回構築する給付金システムで必須となる住基データの成り立ちを熟知しており、令和3年度宝塚市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金も上記事業者へ委託している。また、令和3年度のシステムを活用することによりコストを軽減できることや令和2年度支給の特別定額給付金事務の口座情報が活用できるため、同事業所に委託することで、迅速な業務遂行が可能である。こうした事業者は上記事業者のほかにはない。

当該事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することで、様々な困難に直面した方々の生活・暮らしの支援として10万円を給付する事業に必要なシステムの開発であり、一刻も早く実施する必要があることから、上記事業者と特名随意契約を締結する。

7 問合わせ先

課名：せいかつ支援課 給付金担当 内線：2595

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子支委－7
- 2 案件名 子育て世帯生活支援特別給付金システム（ひとり親世帯分）構築業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和4年（2022年）12月28日
- 5 契約相手方
住所：神戸市中央区伊藤町111
社名：日本事務器株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務について、現在使用している児童扶養手当システムとの連携による児童扶養手当の情報の活用が必要であり、児童扶養手当システムの販売等に関する権利を有している納入業者である上記事業者以外では、著作権上の理由により、同システムとの連携が不可能であるため。
- 7 問合わせ先
課名：子育て支援課 内線：2649

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子支委－8
- 2 案件名 子育て世帯生活支援特別給付金システム（その他世帯分）構築業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和4年（2022年）12月28日
- 5 契約相手方
住所：神戸市中央区伊藤町111
社名：日本事務器株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務について、現在使用している児童手当システムとの連携による児童手当の情報の活用が必要であり、児童手当システムの販売等に関する権利を有している納入業者である上記事業者以外では、著作権上の理由により、同システムとの連携が不可能であるため。
- 7 問合わせ先
課名：子育て支援課 内線：2649

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子支委－9
- 2 案件名 宝塚市低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金
コールセンター等運用業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和4年(2022年)10月31日まで
- 5 契約相手方 住所：大阪市北区大深町3－1
社名：パーソルテンプスタッフ株式会社

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号及び5号 該当

宝塚市契約規則 第20条1項 ただし書 該当

(指定理由)

当該事業の受託について、全国一斉開始事業のため事業者の取り合いの状態となっていることから、一刻も早く業者決定する必要がある。

事業の実施にあたっては、情報を活用する児童手当及び児童扶養手当等の既存制度に関する業務経験等を有し、対象者への給付金支給や問い合わせに円滑に対応できることが求められる。

上記事業者は、本市における令和3年度の特別給付金や他市における臨時給付金に係るコールセンター設置業務や給付金支給業務等の十分な受託実績があり、準備期間が限られる中で、本市が求めるレベルで対応が可能な唯一の事業者であったため、当該事業者を指定する。

7 問い合わせ先

課名：子育て支援課 内線：2649

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子支委－1 1
- 2 案件名 児童扶養手当管理システム改修委託
(法13条の2第3項適用者に係る所得計算の修正)
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和4年(2022年)7月31日
- 5 契約相手方
住所：神戸市中央区伊藤町1 1 1
社名：日本事務器株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
現在使用している児童扶養手当管理システム(パッケージシステム)の販売等に関する権利を有している納入業者である日本事務器(株)以外では、著作権上の理由により、今回の制度改正に対応して当該システムの改修を行うことが不可能であるため。
7. 問合わせ先
課名：子育て支援課 内線：2649

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子支委－13
- 2 案件名 児童扶養手当管理システムの機能構築作業委託
(公金受取口座情報の照会および利用機能)
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和4年(2022年)12月31日
- 5 契約相手方
住所：神戸市中央区伊藤町111
社名：日本事務器株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
現在使用している児童扶養手当管理システム(パッケージシステム)の販売等に関する権利を有している納入業者である日本事務器(株)以外では、著作権上の理由により、今回の制度改正に対応して当該システムの改修を行うことが不可能であるため。
- 7 問合わせ先
課名：子育て支援課 内線：2649

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子支委－14
- 2 案件名 児童扶養手当管理システムの機能改修作業委託（地方税情報照会機能）
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和4年（2022年）12月31日
- 5 契約相手方
住所：神戸市中央区伊藤町111
社名：日本事務器株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
現在使用している児童扶養手当管理システム(パッケージシステム)の販売等に関する権利を有している納入業者である日本事務器(株)以外では、著作権上の理由により、今回の制度改正に対応して当該システムの改修を行うことが不可能であるため。
- 7 問合わせ先
課名：子育て支援課 内線：2649

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子支委－15
- 2 案件名 児童手当管理システムの機能構築作業委託
(公金受取口座情報の照会および利用機能)
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和4年(2022年)12月31日
- 5 契約相手方
住所：神戸市中央区伊藤町111
社名：日本事務器株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
現在使用している児童手当管理システム(パッケージシステム)の販売等に関する権利を有している納入業者である日本事務器(株)以外では、著作権上の理由により、今回の制度改正に対応して当該システムの改修を行うことが不可能であるため。
- 7 問合わせ先
課名：子育て支援課 内線：2649

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 C 2 - 8 - 1
- 2 案件名 ボイラー等定期点検整備委託
- 3 案件場所 宝塚市 小浜 1 丁目 地内
- 4 契約期間 契約日 ~ 令和 5 年(2023)年 2 月 2 8 日
- 5 契約相手方
住所：大阪市西区土佐堀 1 丁目 3 番 2 0 号 三菱重工大阪ビル
社名：三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 関西支店
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当
宝塚市契約規則 第 2 0 条 1 項ただし書該当

(指定理由)

当該機器は本市施設専用に設計されたプラント設備であり、点検整備にあたっては、プラントの性能、仕様、機能を熟知し、同形式プラントの点検整備を行った経験等のノウハウを生かす必要があります。

また、施設自体が古く、点検整備時に追加整備が必要な場合も多く、限られた停止期間内に部品を調達し、完全な整備を行うことができるのは設備の設計建設を行ったプラント製造業者のメンテナンス会社しかありません。

以上のことから当該焼却炉を設計建設した三菱重工業株式会社のメンテナンス会社で当施設を含め多数の整備実績のある三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社との特名随意契約を行う。

- 7 問合わせ先
課名： 管理課

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 4 - 6
- 2 案件名 女性のための就労支援事業業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約の日 ~
令和5年(2023年)3月31日
- 5 契約相手方 認定NPO法人 宝塚NPOセンター
兵庫県宝塚市栄町2-2-1 ソリオ1-3階
- 6 指定理由 (根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
本事業は、再就職を希望される方や、コロナ禍において不本意にも離職された方が、就職活動を円滑に進めるための手段の一つとして、スキルアップに重点を置いた支援を行うことを目的としており、受託事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式により広く事業受託者を募集した。2者より企画提案があり、提案された内容について、女性のための就労支援事業業務委託プロポーザル審査会にて審査し、採点した。
その結果、上記事業者が最も高い評価を得、受託候補者として選定されたため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、特名随意契約を行うものである。
- 7 問い合わせ先 課名：商工勤労課 内線：2406